



令和 8 年 1 月 2 6 日

坂出市長 有 福 哲 二 様

坂出市特別職報酬等審議会
会 長 三 谷 朋 幹



坂出市議会議員の議員報酬の額ならびに市長、副市長
および教育長の給料の額について

(答 申)

令和 7 年 1 1 月 2 1 日付け坂総第 2 4 5 号により、貴職から本
審議会に対して諮問のあった坂出市議会議員の議員報酬の額なら
びに市長、副市長および教育長の給料の額について、次のとおり
答申する。

1. 答 申

市議会議員の議員報酬の額ならびに市長、副市長および教育
長の給料の額は、据置きとすることが適当である。

2. 意見・理由

市議会議員の議員報酬の額（以下「議員報酬額」という。）
は平成 1 0 年 4 月 1 日に、また、市長、副市長および教育長（以
下「市長等」という。）の給料の額は平成 1 5 年 4 月 1 日に改
定されて以来、いずれも 2 0 年以上にわたり据え置かれている。

この間、我が国の社会経済情勢は大きく変化しており、近年
の大幅な物価上昇や賃上げの流れ等を勘案すれば、その職責の
重要性に鑑み、特に県内 8 市の中で 6 番目に位置する市長およ
び副市長の給料の額については、引上げとすべきとの意見が
あった。

一方、本市の財政状況に目を転じると、財政の健全化を示す指標の1つである将来負担比率が令和6年度決算で74.1%と、県内他市と比較して最も高くなっており、今後においても、中心市街地活性化公民連携事業や4つの小中学校を再編した再編新校の整備事業など、多額の費用を要する事業が見込まれている。

以上のことから、本審議会としては、昨今の社会経済情勢、本市の財政状況および県内他市の状況等を総合的に勘案した結果、議員報酬額および市長等の給料の額については、市民の理解と納得を得られることが肝要であることに鑑み、本市の今後の財政見通しが必ずしも楽観視できる状況にはないことを踏まえ、据置きとすることが適当であるとの結論に至ったものである。

3. 付帯意見

本審議会は、平成25年度以来12年ぶりの開催であったが、特別職の職責の重要性等に鑑み、今後は、本市における主要事業の進捗状況や特別職の任期等を勘案しつつ、少なくとも4年に一度程度は本審議会を開催するよう要望する。